

至誠館大学卒業生アンケート等実施要領

1 調査票の作成

調査票の作成は次の通りとする。

- (1) 卒業生アンケート・就職先アンケート：進路支援委員会
- (2) 卒業予定者アンケート：教務委員会

2 調査対象

調査の対象は次の通りとする。

- (1) 卒業生アンケート：卒業後3年以内の卒業生
- (2) 就職先アンケート：卒業後3年以内の卒業生の就職先
- (3) 卒業予定者アンケート：各年度の卒業予定者

3 調査実施時期

- (1) 卒業生アンケート・就職先アンケート：原則各年度7月～9月
- (2) 卒業予定者アンケート：各年度12月～3月

4 調査実施及び結果報告書作成の方法

(1) 調査実施の方法

- 1) 卒業生アンケートは、対象者の住所またはメールアドレス等に調査依頼状を送付する。
- 2) 就職先アンケートは、事前に対象者とその就職先の下承を得た上で、就職先に対し調査依頼状を送付する。調査者は、調査項目の機械的な質問だけでなく、具体的な聞き取りを実施する。
- 3) 卒業予定者アンケートは、大学ポータルサイトで対象者に調査を依頼する。対象者の指導担当教員は対象者に対し回答の入力を促す。

(2) 結果報告書作成の方法

- 1) 卒業生アンケート・就職先アンケートの結果報告書は進路支援委員会が、卒業予定者アンケートの結果報告書は教務委員会が、IR室の協力を得て作成する。

5 個人情報の管理及び倫理的配慮

- (1) 対象者から得られた回答は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき本学が厳重に管理する。
- (2) アンケートは、個人情報の保護及び倫理的配慮に努め、個人・団体が特定され得る公表を行わないこと、得られた回答を本調査の目的以外に使用しないことをアンケート上に明記、又は、調査者が直接先方に伝え、厳守する。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行し、令和6年9月1日から適用する。

制定 令和2年 4月 1日 (制定)
改正 令和6年10月 1日 (第1回改正)